

広島県教育委員会告示第三号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第二十九条第二項の規定によつて、次の表に掲げる文化財を広島県無形民俗文化財に指定する。

令和七年五月一日

広島県教育委員会

教育長 篠田智志

種別	名称	伝承地	保存に当たる者
民俗技術	熊野地域の筆製作技術	安芸郡熊野町	熊野筆伝統工芸士会